

[博士論文審査要旨]

申請者：松下真也

論文題目 米国会計学説にみる会計思考の研究

審査員 佐々木 隆志

万代 勝信

福川 裕徳

本論文は、20 世紀中葉における米国の 4 つの会計学説を詳細に分析することにより、財務諸表の提供する情報の特徴を明らかにするとともに、その情報と資産負債観および収益費用観との関連を明らかにしようとするものである。資産負債観、収益費用観に基づく利益数値双方の意義を独自の観点から主張するものとなっている。

本論文の評価できる点としては次の 3 つが挙げられる。

1 つは、先行研究のサーベイに基づき、資産負債観に基づく損益計算を行う際には資源評価額が基礎データとなり、収益費用観に基づく損益計算を行う際には取引記録が基礎データとなるため、損益計算に質の相違が存在することを明らかにした点である。2 つめは、企業の現金創出能力を評価できる情報は、企業の「財・サービスの提供と費消」によって獲得した損益を計算することによってのみ提供されるという会計思考が、4 つの学説すべてにおいて形成されている事実を発見したことである。そして 3 つめは、これらの会計学説には経営者のスチュワードシップを評価できる情報を提供するという思考が存在することを発見した点である。そのスチュワードシップには 2 種類あって、「事業単位の経営者のスチュワードシップ」は取引記録ベースの損益計算によって評価でき、「期間単位の経営者のスチュワードシップ」は資源評価ベースの損益計算によって提供される、という点が明らかにされた。

他方、本論文にはいくつかの問題点もある。その 1 つは、スチュワードシップという概念の定義が十分に明確なものとなっておらず、事業単位のものと同期間単位のもの以外にスチュワードシップがあるのかないのか、それを評価するためにはどのような会計情報が必要か、といった点が明らかにされていない点である。また、やや冗長な表現が多く、もう少し論理を明確かつ簡潔に示す必要のある部分が散見された。

ただしこれらは本論文の長所を損なうものではなく、筆者の今後の努力と更なる研究によって克服することが可能なものであり、本論文は、総合的に学位授与に足る水準に達していると認められる。よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第 5 条第 1 項の規定により一橋大学博士（商学）の学位を受けるに値するものと判断する。